議案第６０号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和８年１０月１６日

（提出者）
世田谷区教育委員会
教育長　知久 孝之

（提案説明）
世田谷区立認定こども園保育料条例の改正に伴い、関係規定及び様式の整備を図るため、世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則（平成２８年２月世田谷区教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「、所得割課税額が７７，１００円を超える世帯であり、かつ」を削る。

第６条第２項中「延長保育料額決定通知書（第１号様式）又は」を削り、同条第３項中「第２号様式」を「第１号様式」に改め、同条第４項中「第３号様式」を「第２号様式」に改め、同条第５項中「第４号様式」を「第３号様式」に改め、同条第６項中「決定の」を「決定及び変更の」に、「認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（世田谷区立幼稚園預かり保育規則（平成２１年７月世田谷区教育委員会規則第１３号）第３号様式」を「預かり保育料額決定通知書（第４号様式」に改める。

第１号様式を削り、第２号様式を第１号様式とし、第３号様式を第２号様式とし、第４号様式を第３号様式とし、同様式の次に次の１様式を加える。

第４号様式（第６条関係）

番　　号

年　　月　　日

預かり保育料額決定通知書

あて

世田谷区教育委員会　　印

下記のとおり預かり保育料の額を決定したので通知します。

記

幼稚園名

園児氏名

利用日

預かり保育料額

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に世田谷区教育委員会に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則 平成28年２月26日世教委規則第５号 改正 平成28年９月29日世教委規則第17号 （略） 令和８年５月15日世教委規則第13号 令和８年10月　日世教委規則第　号 世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則	○世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則 平成28年２月26日世教委規則第５号 改正 平成28年９月29日世教委規則第17号 （略） 令和８年５月15日世教委規則第13号 世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則
（趣旨） 第１条　この規則は、世田谷区立認定こども園保育料条例（平成27年12月世田谷区条例第70号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、世田谷区立認定こども園保育料条例（平成27年12月世田谷区条例第70号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第２条　この規則において「教育・保育給付認定子ども」とは、条例第２条第１項第２号に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 ２　前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び条例において使用する用語の例による。	（定義） 第２条　この規則において「教育・保育給付認定子ども」とは、条例第２条第１項第２号に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 ２　前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び条例において使用する用語の例による。
（保育等を受ける子どもに係る保育料及び給食費の額の算定） 第３条　特定教育・保育のうち保育又は特別利用保育を受ける教育・保育給付認定子ども（以下「保育等を受ける子ども」という。）に係る条例第３条の規定による保育料及び条例第５条の規定による給食費の額の算定については、世田谷区保育料条例施行規則（平成27年３月世田谷区規則第43号。以下「区保育料規則」という。）第３条から第５条までの規定を準用する。この場合において、区保育料規則第３条第２項及び第３項中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員	（保育等を受ける子どもに係る保育料及び給食費の額の算定） 第３条　特定教育・保育のうち保育又は特別利用保育を受ける教育・保育給付認定子ども（以下「保育等を受ける子ども」という。）に係る条例第３条の規定による保育料及び条例第５条の規定による給食費の額の算定については、世田谷区保育料条例施行規則（平成27年３月世田谷区規則第43号。以下「区保育料規則」という。）第３条から第５条までの規定を準用する。この場合において、区保育料規則第３条第２項及び第３項中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員

改正後	改正前
会」と読み替えるものとする。 （教育等を受ける子どもに係る給食費の額の算定） 第３条の２　特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子ども（以下「教育等を受ける子ども」という。）に係る条例第５条の規定による給食費の額の算定については、区立認定こども園を利用する教育等を受ける子どもと同一の世帯に属し、かつ、生計を一にする当該教育等を受ける子どもの保護者及びそれ以外の者の所得割課税額（条例別表第１備考第１項第１号に規定する所得割課税額をいう。以下同じ。）の合計額により同条第１項に規定する世帯の所得の状況（以下「世帯の所得の状況」という。）を認定し、算定するものとする。 ２　教育等を受ける子どもの保護者は、毎年世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する期日までに教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況を証明する書類（以下「証明書類」という。）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が公簿等により確認することができるときその他証明書類を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。 （教育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することができない場合） 第３条の３　条例別表第１備考第２項の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、証明書類の提出がない場合（前条第２項ただし書の規定に該当する場合を除く。）とする。 （教育等を受ける子どもに係る所得割課税額の計算の特例） 第３条の４　条例別表第１備考第１項第１号の規則で定める法令の規定は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の７、第314条の８及び第314条の９並びに附則第５条第３項、第５条の４第５項、第５条の５第２項、第７条の２第４項及び第５項、第７条の３第２項並	会」と読み替えるものとする。 （教育等を受ける子どもに係る給食費の額の算定） 第３条の２　特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子ども（以下「教育等を受ける子ども」という。）に係る条例第５条の規定による給食費の額の算定については、区立認定こども園を利用する教育等を受ける子どもと同一の世帯に属し、かつ、生計を一にする当該教育等を受ける子どもの保護者及びそれ以外の者の所得割課税額（条例別表第１備考第１項第１号に規定する所得割課税額をいう。以下同じ。）の合計額により同条第１項に規定する世帯の所得の状況（以下「世帯の所得の状況」という。）を認定し、算定するものとする。 ２　教育等を受ける子どもの保護者は、毎年世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する期日までに教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況を証明する書類（以下「証明書類」という。）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が公簿等により確認することができるときその他証明書類を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。 （教育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することができない場合） 第３条の３　条例別表第１備考第２項の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、証明書類の提出がない場合（前条第２項ただし書の規定に該当する場合を除く。）とする。 （教育等を受ける子どもに係る所得割課税額の計算の特例） 第３条の４　条例別表第１備考第１項第１号の規則で定める法令の規定は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の７、第314条の８及び第314条の９並びに附則第５条第３項、第５条の４第５項、第５条の５第２項、第７条の２第４項及び第５項、第７条の３第２項並

改正後	改正前
びに第45条第４項から第６項までの規定とする。	びに第45条第４項から第６項までの規定とする。
２　条例別表第１備考第４項の規定による規則で定める所得割課税額は、当該年（４月から８月までにあっては、前年）の１月１日現在において区内に住所を有していたものとして計算する。	２　条例別表第１備考第４項の規定による規則で定める所得割課税額は、当該年（４月から８月までにあっては、前年）の１月１日現在において区内に住所を有していたものとして計算する。
（多子世帯の給食費の額）	（多子世帯の給食費の額）
第４条　教育等を受ける子どもに係る条例第６条の規定による多子世帯の給食費の額は、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する者又は小学校１年生から３年生までの児童が３人以上ある世帯である場合において、そのうち最年長者（同一年齢の者が２人以上いるときは、そのうちの１人とする。）でなく、かつ、その次の年長者でない教育等を受ける子どもについては、月額1,900円とする。	第４条　教育等を受ける子どもに係る条例第６条の規定による多子世帯の給食費の額は、所得割課税額が77,100円を超える世帯であり、かつ、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する者又は小学校１年生から３年生までの児童が３人以上ある世帯である場合において、そのうち最年長者（同一年齢の者が２人以上いるときは、そのうちの１人とする。）でなく、かつ、その次の年長者でない教育等を受ける子どもについては、月額1,900円とする。
２　保育等を受ける子どもに係る条例第６条の規定による多子世帯の給食費の額は、区保育料規則第６条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第５条の３」とあるのは、「世田谷区立認定こども園保育料条例第６条」と読み替えるものとする。	２　保育等を受ける子どもに係る条例第６条の規定による多子世帯の給食費の額は、区保育料規則７第６条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第５条の３」とあるのは、「世田谷区立認定こども園保育料条例第６条」と読み替えるものとする。
（保育短時間による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る延長保育料）	（保育短時間による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る延長保育料）
第５条　保育短時間（世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号。以下「区保育料条例」という。）別表第１備考第１項第４号に規定する保育短時間をいう。）による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る延長保育料は、保育標準時間（区保育料条例別表第１備考第１項第３号に規定する保育標準時間をいう。）の保育時間を超えて行う保育について徴収するものとし、その額は、区保育料条例別表第２に定めるとおりとする。	第５条　保育短時間（世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号。以下「区保育料条例」という。）別表第１備考第１項第４号に規定する保育短時間をいう。）による保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る延長保育料は、保育標準時間（区保育料条例別表第１備考第１項第３号に規定する保育標準時間をいう。）の保育時間を超えて行う保育について徴収するものとし、その額は、区保育料条例別表第２に定めるとおりとする。
（保育料等の額の決定等の通知）	（保育料等の額の決定等の通知）
第６条　条例第８条の規定による保育料の額の決定の通知は、入園（転園）承諾書により行うものとする。	第６条　条例第８条の規定による保育料の額の決定の通知は、入園（転園）承諾書により行うものとする。

改正後	改正前
2　条例第８条の規定による延長保育料の額の決定の通知は、延長保育承諾書（世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（平成27年２月世田谷区規則第５号）第22号様式）により行うものとする。	2　条例第８条の規定による延長保育料の額の決定の通知は、延長保育料額決定通知書（第１号様式）又は延長保育承諾書（世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（平成27年２月世田谷区規則第５号）第22号様式）により行うものとする。
3　条例第８条の規定による延長保育料の額の変更の通知は、延長保育料額変更通知書（第１号様式）により行うものとする。	3　条例第８条の規定による延長保育料の額の変更の通知は、延長保育料額変更通知書（第２号様式）により行うものとする。
4　条例第８条の規定による給食費の額の決定の通知は、給食費額決定通知書（第２号様式）により行うものとする。	4　条例第８条の規定による給食費の額の決定の通知は、給食費額決定通知書（第３号様式）により行うものとする。
5　条例第８条の規定による給食費の額の変更の通知は、給食費額変更通知書（第３号様式）により行うものとする。	5　条例第８条の規定による給食費の額の変更の通知は、給食費額変更通知書（第４号様式）により行うものとする。
6　条例第８条の規定による預かり保育料の額の決定及び変更の通知は、預かり保育料額決定通知書（第４号様式）により行うものとする。	6　条例第８条の規定による預かり保育料の額の決定の通知は、認定こども園預かり保育利用承諾書兼預かり保育料額決定通知書（世田谷区立幼稚園預かり保育規則（平成21年７月世田谷区教育委員会規則第13号）第３号様式）により行うものとする。
（減免）	（減免）
第７条　委員会は、条例第９条の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、延長保育料、給食費又は預かり保育料（以下「延長保育料等」という。）を減額し、又は免除することができるものとする。	第７条　委員会は、条例第９条の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、延長保育料、給食費又は預かり保育料（以下「延長保育料等」という。）を減額し、又は免除することができるものとする。
（１）　教育等を受ける子ども及びその保護者又は扶養義務者の責に帰すことができない事由により給食の提供を受けることができないとき　委員会が相当と認める額（給食費に係るものに限る。）	（１）　教育等を受ける子ども及びその保護者又は扶養義務者の責に帰すことができない事由により給食の提供を受けることができないとき　委員会が相当と認める額（給食費に係るものに限る。）
（２）　前号に掲げるもののほか、委員会が延長保育料等を減額し、又は免除することが必要と認めるとき　委員会が相当と認める額	（２）　前号に掲げるもののほか、委員会が延長保育料等を減額し、又は免除することが必要と認めるとき　委員会が相当と認める額
2　前項に規定するもののほか、保育等を受ける子どもに係る条例第９条の規定による延長保育料又は給食費の減額又は免除については、区保育料規則第10条第１項及び第２項の規定を準用する。この	2　前項に規定するもののほか、保育等を受ける子どもに係る条例第９条の規定による延長保育料又は給食費の減額又は免除については、区保育料規則第10条第１項及び第２項の規定を準用する。この

改正後	改正前
場合において、同条第１項中「条例第７条」とあるのは「世田谷区立認定こども園保育料条例第９条」と、同条第２項中「区長」とあるのは「世田谷区教育委員会」と、「第３条第２項ただし書」とあるのは「第３条第２項ただし書又は世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則第３条の２第２項ただし書」と読み替えるものとする。	場合において、同条第１項中「条例第７条」とあるのは「世田谷区立認定こども園保育料条例第９条」と、同条第２項中「区長」とあるのは「世田谷区教育委員会」と、「第３条第２項ただし書」とあるのは「第３条第２項ただし書又は世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則第３条の２第２項ただし書」と読み替えるものとする。
３　区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、条例第９条の規定による延長保育料等の減額又は免除（以下「延長保育料等の減額又は免除」という。）を受けようとするときは、延長保育料等減額・免除申込書（第５号様式。以下「減免申込書」という。）に委員会が必要と認める書類を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、減免申込書を提出する必要がないと委員会が認めるときは、当該減免申込書の提出を省略することができる。	３　区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、条例第９条の規定による延長保育料等の減額又は免除（以下「延長保育料等の減額又は免除」という。）を受けようとするときは、延長保育料等減額・免除申込書（第５号様式。以下「減免申込書」という。）に委員会が必要と認める書類を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、減免申込書を提出する必要がないと委員会が認めるときは、当該減免申込書の提出を省略することができる。
４　委員会は、減免申込書の提出があった場合（前項ただし書の規定により減免申込書を提出する必要がないと認めた場合を含む。）において、延長保育料等の減額又は免除をすることを決定したときは延長保育料等減額・免除決定通知書（第６号様式の（１）（２））により、延長保育料等の減額又は免除をしないことを決定したときは延長保育料等減額・免除却下通知書（第７号様式の（１）（２））により、当該減免申込書を提出した者（同項ただし書の規定により減免申込書の提出を省略した者を含む。）に通知するものとする。	４　委員会は、減免申込書の提出があった場合（前項ただし書の規定により減免申込書を提出する必要がないと認めた場合を含む。）において、延長保育料等の減額又は免除をすることを決定したときは延長保育料等減額・免除決定通知書（第６号様式の（１）（２））により、延長保育料等の減額又は免除をしないことを決定したときは延長保育料等減額・免除却下通知書（第７号様式の（１）（２））により、当該減免申込書を提出した者（同項ただし書の規定により減免申込書の提出を省略した者を含む。）に通知するものとする。
５　教育等を受ける子どもに係る給食費又は預かり保育料の減額又は免除は、減免申込書の提出があった日の属する年度において、区立認定こども園の利用を開始した日の属する月から行うものとする。ただし、世帯の状況等の変更により給食費又は預かり保育料の減額又は免除を決定した場合は、当該変更が生じた日の属する月から給食費又は預かり保育料の減額又は免除を行うものとする。	５　教育等を受ける子どもに係る給食費又は預かり保育料の減額又は免除は、減免申込書の提出があった日の属する年度において、区立認定こども園の利用を開始した日の属する月から行うものとする。ただし、世帯の状況等の変更により給食費又は預かり保育料の減額又は免除を決定した場合は、当該変更が生じた日の属する月から給食費又は預かり保育料の減額又は免除を行うものとする。
６　保育等を受ける子どもに係る延長保育料又は給食費の減額又は免	６　保育等を受ける子どもに係る延長保育料又は給食費の減額又は免

改正後	改正前
除を行う月については、区保育料規則第10条第５項の規定を準用する。この場合において、同項第４号中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。	除を行う月については、区保育料規則第10条第５項の規定を準用する。この場合において、同項第４号中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。
（世帯の所得の状況等の変更による延長保育料又は給食費の額の変更）	（世帯の所得の状況等の変更による延長保育料又は給食費の額の変更）
第８条　教育・保育給付認定子どもの保護者は、教育・保育給付認定子どもの属する世帯の所得の状況等に変更があったときは、証明書類その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出することにより届け出なければならない。ただし、委員会が公簿等により確認することができるときその他必要がないと認めるときは、この限りでない。	第８条　教育・保育給付認定子どもの保護者は、教育・保育給付認定子どもの属する世帯の所得の状況等に変更があったときは、証明書類その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出することにより届け出なければならない。ただし、委員会が公簿等により確認することができるときその他必要がないと認めるときは、この限りでない。
２　委員会は、教育等を受ける子どもの保護者から前項の規定による届出があった場合（同項ただし書の規定に該当する場合を含む。）において、教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況等に変更があったと認めるときは、当該届出のあった日（同項ただし書の規定に該当する場合においては、委員会が当該変更を認める日。以下この項において同じ。）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「認定月」という。）以後の月分の給食費の額を変更することができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、認定月前の月分（当該届出のあった日の属する年度内の月分に限る。）の給食費の額を変更することができるものとする。	２　委員会は、教育等を受ける子どもの保護者から前項の規定による届出があった場合（同項ただし書の規定に該当する場合を含む。）において、教育等を受ける子どもの属する世帯の所得の状況等に変更があったと認めるときは、当該届出のあった日（同項ただし書の規定に該当する場合においては、委員会が当該変更を認める日。以下この項において同じ。）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「認定月」という。）以後の月分の給食費の額を変更することができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、認定月前の月分（当該届出のあった日の属する年度内の月分に限る。）の給食費の額を変更することができるものとする。
３　保育等を受ける子どもに係る世帯の所得の状況等の変更があった場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。	３　保育等を受ける子どもに係る世帯の所得の状況等の変更があった場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。
（世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は給食費の額の変更）	（世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は給食費の額の変更）
第８条の２　委員会は、条例別表第１備考第２項の規定により決定し	第８条の２　委員会は、条例別表第１備考第２項の規定により決定し

改正後	改正前
た教育等を受ける子どもに係る給食費については、当該給食費に係る給食の提供が行われる期間の属する年度の末日までに、委員会が世帯の所得の状況等を確認することができた場合に限り、その額を変更することができるものとする。	た教育等を受ける子どもに係る給食費については、当該給食費に係る給食の提供が行われる期間の属する年度の末日までに、委員会が世帯の所得の状況等を確認することができた場合に限り、その額を変更することができるものとする。
2　前項の場合において、委員会は、世帯の所得の状況等を確認することができ、税額が判明したときは、その年度に限り、４月に遡って給食費の額を変更するものとする。	2　前項の場合において、委員会は、世帯の所得の状況等を確認することができ、税額が判明したときは、その年度に限り、４月に遡って給食費の額を変更するものとする。
3　保育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。	3　保育等を受ける子どもに係る世帯の階層区分を証明することができない場合の延長保育料又は給食費の額の変更については、区保育料規則第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは、「世田谷区教育委員会」と読み替えるものとする。
（延長保育料又は給食費の変更等の処理）	（延長保育料又は給食費の変更等の処理）
第９条　前条に定めるもののほか、延長保育料又は給食費の変更及び徴収については、次に定めるところにより処理するものとする。	第９条　前条に定めるもののほか、延長保育料又は給食費の変更及び徴収については、次に定めるところにより処理するものとする。
（１）　区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が減額となる場合は、原則としてその年度に限り、更正すべき月に遡って延長保育料又は給食費を変更する。	（１）　区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が減額となる場合は、原則としてその年度に限り、更正すべき月に遡って延長保育料又は給食費を変更する。
（２）　区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が増額となる場合は、当該変更となる事由が判明した日の属する月の翌月から延長保育料又は給食費を変更する。	（２）　区市町村民税の変更により、延長保育料又は給食費が増額となる場合は、当該変更となる事由が判明した日の属する月の翌月から延長保育料又は給食費を変更する。
（３）　月の中途において延長保育料又は給食費を変更する事由が生じた場合は、翌月から変更し、徴収する。	（３）　月の中途において延長保育料又は給食費を変更する事由が生じた場合は、翌月から変更し、徴収する。
（海外帰国者に係る所得の状況の認定）	（海外帰国者に係る所得の状況の認定）
第10条　海外帰国者（外国での勤務等により海外に居住していた教育・保育給付認定子どもの保護者であって、１月２日以降に帰国したことにより、区立認定こども園を利用しようとする年度において区市町村民税が課税されていない者をいう。）の所得の状況の認定については、次に定めるとおりとする。	第10条　海外帰国者（外国での勤務等により海外に居住していた教育・保育給付認定子どもの保護者であって、１月２日以降に帰国したことにより、区立認定こども園を利用しようとする年度において区市町村民税が課税されていない者をいう。）の所得の状況の認定については、次に定めるとおりとする。

改正後	改正前
（１）　前年に所得があることが明らかである場合は、前年の１月から12月までの所得について、勤務先が発行した所得を証明する書類（次号において「所得証明」という。）により所得割課税額を算定する。	（１）　前年に所得があることが明らかである場合は、前年の１月から12月までの所得について、勤務先が発行した所得を証明する書類（次号において「所得証明」という。）により所得割課税額を算定する。
（２）　所得証明において所得が外貨で表示されている場合は、所得のあった年における最後の為替レートで所得を換算する。	（２）　所得証明において所得が外貨で表示されている場合は、所得のあった年における最後の為替レートで所得を換算する。
（３）　留学のため海外に居住していた場合は、留学先の学校等が発行した在学証明書等により、所得がなかったものとみなす。	（３）　留学のため海外に居住していた場合は、留学先の学校等が発行した在学証明書等により、所得がなかったものとみなす。
（督促）	（督促）
第11条　条例第11条第１項の規定による延長保育料及び給食費に係る督促の期間は、条例第10条第１項に規定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる月分の延長保育料及び給食費ごとに当該各号に定める期日までとする。	第11条　条例第11条第１項の規定による延長保育料及び給食費に係る督促の期間は、条例第10条第１項に規定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる月分の延長保育料及び給食費ごとに当該各号に定める期日までとする。
（１）　１月分の延長保育料及び給食費　３月末日	（１）　１月分の延長保育料及び給食費　３月末日
（２）　２月分及び３月分の延長保育料及び給食費　５月末日	（２）　２月分及び３月分の延長保育料及び給食費　５月末日
（３）　４月分及び５月分の延長保育料及び給食費　７月末日	（３）　４月分及び５月分の延長保育料及び給食費　７月末日
（４）　６月分及び７月分の延長保育料及び給食費　９月末日	（４）　６月分及び７月分の延長保育料及び給食費　９月末日
（５）　８月分及び９月分の延長保育料及び給食費　11月末日	（５）　８月分及び９月分の延長保育料及び給食費　11月末日
（６）　10月分及び11月分の延長保育料及び給食費　翌年の１月末日	（６）　10月分及び11月分の延長保育料及び給食費　翌年の１月末日
（７）　12月分の延長保育料及び給食費　翌年の３月末日	（７）　12月分の延長保育料及び給食費　翌年の３月末日
２　条例第11条第１項の規定による預かり保育料に係る督促の期間は、条例第10条第２項に規定する委員会が別に指定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までとする。	２　条例第11条第１項の規定による預かり保育料に係る督促の期間は、条例第10条第２項に規定する委員会が別に指定する納付期限の翌日から次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める期日までとする。
（１）　預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用の承諾を行ったとき　当該預かり保育を利用する日の属する月の末日	（１）　預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに利用の承諾を行ったとき　当該預かり保育を利用する日の属する月の末日
（２）　預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったと	（２）　預かり保育を利用する日の属する月に利用の承諾を行ったと

改正後	改正前
き　当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日	き　当該預かり保育を利用する日の属する月の翌々月の末日
（還付）	（還付）
第12条　条例第12条の規定により延長保育料又は給食費を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。	第12条　条例第12条の規定により延長保育料又は給食費を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
（１）　月の中途で退園をした場合であって、当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費を既に納付しているとき　当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費の額	（１）　月の中途で退園をした場合であって、当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費を既に納付しているとき　当該退園の日の属する月の翌月以後の月分の延長保育料又は給食費の額
（２）　第７条の規定により延長保育料又は給食費の減額又は免除を受けた場合　既に納付した延長保育料又は給食費の額と減額又は免除後の延長保育料又は給食費の額との差額	（２）　第７条の規定により延長保育料又は給食費の減額又は免除を受けた場合　既に納付した延長保育料又は給食費の額と減額又は免除後の延長保育料又は給食費の額との差額
（３）　第８条又は第８条の２の規定により延長保育料又は給食費の額を変更した場合であって、当該年度に納付すべき延長保育料又は給食費を既に納付しているとき　既に納付した延長保育料又は給食費の額と変更後の延長保育料又は給食費の額との差額	（３）　第８条又は第８条の２の規定により延長保育料又は給食費の額を変更した場合であって、当該年度に納付すべき延長保育料又は給食費を既に納付しているとき　既に納付した延長保育料又は給食費の額と変更後の延長保育料又は給食費の額との差額
（４）　前３号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき　委員会が相当と認める額	（４）　前３号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき　委員会が相当と認める額
２　条例第12条の規定により預かり保育料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。	２　条例第12条の規定により預かり保育料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
（１）　預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預かり保育の利用の取消しを申し出たとき　全額	（１）　預かり保育を利用する日の属する月の前月の末日までに預かり保育の利用の取消しを申し出たとき　全額
（２）　前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき　委員会が相当と認める額	（２）　前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき　委員会が相当と認める額
３　条例第12条の規定による延長保育料等の還付を受けようとする区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、過納金還付請求書（第８号様式）を委員会に提出しなければならない。	３　条例第12条の規定による延長保育料等の還付を受けようとする区立認定こども園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、過納金還付請求書（第８号様式）を委員会に提出しなければならない。
（委任）	（委任）

改正後	改正前
第13条　この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附　則 １　この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第３条から第６条まで、第１号様式から第５号様式まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。 ２　公布の日から平成28年３月31日までの間における第１号様式、第２号様式、第４号様式及び第５号様式の規定の適用については、これらの規定中「３箇月」とあるのは、「60日」とする。 （略） 附　則（令和８年５月15日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（令和８年10月19日世教委規則第　号） この規則は、令和９年４月１日から施行する。	第13条　この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 附　則 １　この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第３条から第６条まで、第１号様式から第５号様式まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。 ２　公布の日から平成28年３月31日までの間における第１号様式、第２号様式、第４号様式及び第５号様式の規定の適用については、これらの規定中「３箇月」とあるのは、「60日」とする。 （略） 附　則（令和８年５月15日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
（削除）	第１号様式（第６条関係） 番　　号 年　　月　　日 あて 世田谷区教育委員会　　印 延長保育料額決定通知書 延長保育料の額を次のとおり決定しましたので通知します。 児童氏名 支給認定証番号　第　　号 生年月日　　年　　月　　日 施設等名称 延長保育料月額　　円 延長保育の利用期間 備考　延長保育料の額について変更のある場合は、その旨を別途通知します。 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

改正後

第１号様式（第６条関係）

番　　号
年　　月　　日

あて

世田谷区教育委員会　印

延長保育料額変更通知書

延長保育料の額を次のとおり変更しましたので通知します。

児童氏名		
支給認定証番号	第　　号	
生年月日	年　　月　　日	
施設等名称		
延長保育料月額	変更前	円
	変更後	円
変更月		
変更理由		

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

改正前

第２号様式（第６条関係）

番　　号
年　　月　　日

あて

世田谷区教育委員会　印

延長保育料額変更通知書

延長保育料の額を次のとおり変更しましたので通知します。

児童氏名		
支給認定証番号	第　　号	
生年月日	年　　月　　日	
施設等名称		
延長保育料月額	変更前	円
	変更後	円
変更月		
変更理由		

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区教育委員会になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。

改正後

第２号様式（第６条関係）

番　　号
年　　月　　日

あて

世田谷区教育委員会　印

給食費額決定通知書

給食費の額を次のとおり決定しましたので通知します。

児童氏名	
支給認定証番号	第　　号
生年月日	年　　月　　日
施設等名称	
給食費月額	円

備考
給食費の額について変更のある場合は、その旨を別途通知します。

改正前

第３号様式（第６条関係）

番　　号
年　　月　　日

あて

世田谷区教育委員会　印

給食費額決定通知書

給食費の額を次のとおり決定しましたので通知します。

児童氏名	
支給認定証番号	第　　号
生年月日	年　　月　　日
施設等名称	
給食費月額	円

備考
給食費の額について変更のある場合は、その旨を別途通知します。

改正後

第３号様式（第６条関係）

番　　号
年　　月　　日

あて

世田谷区教育委員会　印

給食費額変更通知書

給食費の額を次のとおり変更しましたので通知します。

児童氏名		
支給認定証番号	第　　号	
生年月日	年　　月　　日	
施設等名称		
給食費月額	変更前	円
	変更後	円
変更月		
変更理由		

第４号様式（第６条関係）
（別紙のとおり）

改正前

第４号様式（第６条関係）

番　　号
年　　月　　日

あて

世田谷区教育委員会　印

給食費額変更通知書

給食費の額を次のとおり変更しましたので通知します。

児童氏名		
支給認定証番号	第　　号	
生年月日	年　　月　　日	
施設等名称		
給食費月額	変更前	円
	変更後	円
変更月		
変更理由		

改正後	改正前
第５号様式（第７条関係）　（改正なし）	第５号様式（第７条関係）
第６号様式の（１）（第７条関係）　（改正なし）	第６号様式の（１）（第７条関係）
第６号様式の（２）（第７条関係）　（改正なし）	第６号様式の（２）（第７条関係）
第７号様式の（１）（第７条関係）　（改正なし）	第７号様式の（１）（第７条関係）
第７号様式の（２）（第７条関係）　（改正なし）	第７号様式の（２）（第７条関係）
第８号様式（第12条関係）　（改正なし）	第８号様式（第12条関係）